

議案第 72 号

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年小松島市条例第 18 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。